

第3回 新潟地方最低賃金専門部会

日時：平成28年8月1日（月）

会場：新潟美咲合同庁舎2号館2階会議室

（事務局）

これより平成28年度第3回新潟地方最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により本専門部会は成立しております。

それでは、議事進行は部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（部会長）

本日の会議は新潟県最低賃金専門部会運営規定第5条第1項の規定に基づき非公開とし、議事録及び会議の資料につきましては、同運営規定第6条第2項の規定に基づき、同じく非公開といたします。

それでは、最低賃金改正に関わる審議に入ります。前回の第2回専門部会におきまして、当初、労働者側からは25円引き上げの756円という額が提示され、一方、使用者側からは9円の引き上げを提示したのですが、その後15円引き上げて746円という提示がありました。

本日は、冒頭に使用者側委員より、ご検討いただいた結果をまずお伺いしたいと思います。

（佐藤委員）

種々検討いたしました結果、本日は先回の15円から上乗せいたしまして、プラス19円、750円ちょうどを提示したいと思います。

（部会長）

ありがとうございました。

続いて、労働者側委員、お願いいたします。

（諸橋委員）

私からは、前回の専門部会の資料No.1の中に小委員会報告がございます。中央でも労使

それぞれ不満を持ちながらもそのA、B、C、Dランクの目安で行きましょうということが示されておりますし、最初の新潟労働局長からも諮問がありましたとおり、ニッポン一億総活躍プランですとか経済財政運営と改革の基本方針等に十分配慮してということも唱われております。その辺を十分考慮するとともに、検討していききたいところもございます。あとは地域間格差、A、B、C、Dランクで分かれておりますけれども、今回は中央で示されたものがございますので、目安を十分尊重していきたいと思いますので、労側の意思につきましては目安どおりで進めていただければと思います。

(部会長)

労働者側からは、22円の目安どおりの改定をしたいというお話がございました。私ども公益委員といたしましても、何とか全会一致で最低賃金を決めていきたいと考えております。そのため、今日、いろいろな検討を進めて、何とか全会一致に至ればというところですが、ただ、まだ現時点で合意には至っておりませんので、個別に協議を進めさせていただきまして、随時再開して検討結果をお聞きするという方法をとらせていただこうと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、休憩したいと思います。労働者側委員とは少しこのあとお話ししたいと思いますので、使用者側の委員については休憩ということでお願いいたします。

ご案内をお願いいたします。

(事務局)

使用者側については4階の第3小会議室へご案内いたします。

(休 憩)

(部会長)

審議を再開したいと思います。

本日は、金額の一致には至りませんでした。使用者側の方には色々と、全般的な部分ではご理解いただいた部分もありますけれども、やはり実情的に非常に難しいところもあるということで、もう少し検討をしたいというところでございます。では、明日、次回の専門部会を行いますので、そこで全会一致に向けてさらに議論を深めていきたいと思っております。

委員の皆様、ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは、議事録署名人を指名させていただきます。諸橋委員と

佐藤委員にお願いいたします。

それでは、本日の審議を終了いたします。どうもご苦勞さまでした。それでは、事務局に議事をお返しいたします。

(事務局)

第3回専門部会はこれで終わります。

次回は、第4回専門部会、明日8月2日火曜日午後2時半からここで行いますので、よろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

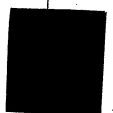
上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 28. 9. 30 日

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員



37-11